

指令環第183号

許可第121号

一般廃棄物処理業許可証

再複写無効

主たる事務所の所在地 島根県安来市西赤江町643番地

名称及び代表者の氏名 有限会社 トータルクリーン

代表取締役 澤田光男

平成29年2月21日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成29年4月1日

松江市長 松浦 正敬



許可の区分	特定家庭用機器再商品化法に規定される品目の積卸しに限る
許可期限	平成31年3月31日
営業区域	積卸し地は、特定家庭用機器再商品化法第29条第1項に基づき設置された、八束町江島1128-49（三光株式会社 江島営業所）、東出雲町出雲郷1637-1（日ノ丸西濃運輸株式会社 松江支店）地内に限る。
その他必要な事項	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 その他関係法令を遵守して、処理計画の変更等市の指示に従うこと。